

〈調査報告〉

水戸藩領平須村にみる尊王攘夷運動

* 吉田 俊純

The Movement of the Armed Expulsion and the Reverence for the Emperor at Hirasu Village in Mito han

Toshizumi YOSHIDA*

一 はじめに

水戸市平須の雨谷精一家文書の御用留は、ここ数年、私が主催する水戸古文書研究会でテキストとして使用してきた。その理解を深めるために私は、「近世平須村の年貢の変遷」を執筆した¹。また平須村の御用留は一般の御用留と違って、藩からの布達のみでなく、その返答や関連記事、継送した御用状の包紙部分が記されている。したがって、ほかの村の御用留以上に豊富な諸問題の具体的な村方の対応が確認できる。その一例として昨年私は、「平須村にみる安政期水戸藩の植林政策」を執筆した²。

今回はこの御用留を使って、平須村の村民が尊王攘夷運動に関与したかを報告する。御用留³には安政年間以来、いつ、誰が、いくら水戸藩に金子を指し上げたかが記されている。また元治元年（一八六四）と明治元年（一八六八）の内乱に参加した村民の

報告も記されている。一村全体で尊攘運動との関連がこれほど明らかにできるのは、きわめて珍しい事例なので、これらを具体的に紹介しよう。ただそこに力点が置かれるために、尊攘運動全体の動きは、必要最低限に押さえなければならなかったことを、ここに断っておく。なお近世平須村の概要は、右記の拙稿を参照されたい。

二 安政から文久まで

水戸藩はつねに財政難に苦しんだ。ペリー来航後に尊攘派政権が復活した後も、事情は変わらなかつた。むしろ軍制改革の必要から拍車がかかった、といったほうがよい。かくして水戸藩は、前代以来の領民からの献金・御用金の取立を継続した。平須村では、明治二年（一八六九）七月二一日の「安政以来献金御酬なき

* 筑波学院大学名誉教授、Tsukuba Gakuin University

分調達金返済なき分取調の達」に応えた書上⁴によると、安政元年（一八五四）一月と翌年六月に、庄屋雨谷庄蔵は軍用手当御用金として、それぞれ一〇両ずつ上納した。

安政二年一〇月一日に、水戸藩は来春藩主慶篤が初入国して藩政改革を主導する旨布達した。ただし、一〇月二日の安政の大地震のために実現しなかった⁵。このとき、安政二年一〇月に「御帰国御内意」に依えて、庄屋雨谷庄蔵は一両、組頭渡辺庄作と雨谷佐吉の両人は二分、ほかに茂平・円次・久蔵・善四郎・祐作・新衛門・彦衛門・惣三郎・儀平・佐七・三郎衛門の各家で一分ずつ、合計四両三分上納した。

安政四年七月に庄屋雨谷庄蔵は「御酬金」として一〇両献金した。ここに記された理由は、何等かの家格上昇を期待したが、酬われなかったことを意味する。事情は不明である。

安政六年八月二十七日に、前水戸藩主徳川斉昭は安政の大獄の一環として水戸表永蟄居に処された。九月一日に江戸を出発し、四日に水戸に帰着した⁶。この年の十二月に「御帰国二付献金」として、庄屋雨谷庄蔵が一両、組頭渡辺庄作と雨谷佐吉が二分ずつ、そして円次・久蔵・善四郎・祐作・新衛門・彦衛門・惣三郎・儀平の各家で一分ずつ、合計四両上納した。帰国のための献金が帰国後であったのは、それだけ予期せぬ、急な帰国であったことを示している。

軍事面をみると、それまで平須村の庄屋組頭は苗字を名乗らなかつたが、安政二年以降は三人とも名乗る⁷。これは安政二年九月の農兵取立によるものである。

万延元年（一八六〇）正月には、荒子として次平と庄衛門を、「異国船渡来并隣国騒動等」の時には、いつでも指出す旨の請書を、庄屋組頭は郡奉行所に提出した。同様の荒子に彦衛門と惣三郎を

指出す旨の請書は、文久元年（一八六一）二月にも提出している。

万延元年三月三日に桜田門外の変が起きた。この事件に関しては、三月七日に桜田の志士で南郡奉行所の内元締であった稲田重蔵の解任の布達が、「是は内元締立場免許申付候」と、桜田の変に言及することなく出された。桜田門外の変を知らせる触は、遅れて三月一五日に出された。そこには「人々致遠慮、噂等一切いたし不申様」命じていた。公布の遅れとともに、いかに水戸藩が驚愕し困惑していたかをよく示している。

そして、勅書返納を阻止するために長岡宿に結集し、当時周辺に逃れていた長岡残党の対策が求められた。三月一〇日に長岡に出役中の介川喜八郎ら三人の郡方役人の平須村庄屋宛召状に、「申付候御用有之条、五七日逗留の心得にて」と、長岡に呼び出したのは、このためといえる。五月三日の郡方役人桑名安一郎の召状には、明確に次のように記されている。

其村組頭之内彦人、長岡駅鎮撫御用申付候条、明四日より日数七日積ヲ以、罷出候様可被相達候。

大津彦五郎を中心とした長岡残党の一派は、万延元年九月ころから小川郷校を、翌年正月には玉造郷校を拠点とし、軍資金を集めるためにさかんに強借を実施した⁸。平須村にも万延元年一二月に強借の一隊が来た。翌文久元年八月に庄屋組頭三人は連名で、次のように郡奉行所に報告している。

まず「覚」と記して、次に金高と人名が書き上げられた。それを人名の下にカッコして村内役職と持高を加えて示すと、以下のとおりである。金一兩一分二朱久蔵（五人組頭七石余と惣三郎（六石余）の連名、金一兩二分茂平（五人組頭六石余）と儀平（五人組頭八石余）の連名、金一兩新衛門（二〇石余）、金一兩一分二朱勇吉（五人組頭一五石余）、金一兩三分佐左衛門（小山守一三

石余)、金二両二分善四郎(小山守五石余)、金五両佐吉(組頭七石余)、金五両庄作(組頭一七石余)、金二〇両庄蔵(庄屋一九石余)、メ三九両二分。

庄屋が二〇両、二人の組頭が五両と、村役人を中心にして、二人の小山守と四人の五人組頭、そして無役の二人が献金した。五〇軒余の平須村で、村役を勤める者と富裕層が献金したと認められる。なお組頭の佐吉が七石余、小山守の善四郎が五石余の持高でしかないのは、この村は商品貨幣経済が発展した結果、持高表示が貧富の基準にならなくなっていたことを示している。そして、その時の状況を次のように記述している。

右ハ去申十二月中、生天目扇右衛門等都合拾人余も参り、大情^①にて逃隠候様^②も不^③相成^④、無^⑤余儀^⑥金子指出候儀^⑦二御座候。

寡聞な私は生天目扇右衛門なる志士を知らない。おそらく変名であろう。彼らは数を頼んで逃げようとした村民から、合計三九両二分もの金子を奪い取った。しかも、このとき被害にあったのは平須村だけではなかった。この直後の二一日に鯉淵村大山守江幡八郎衛門は、管下の大戸・平須・前田・長岡の各村に、このときに「為^⑧国事^⑨尽力金として指出候面付、先達て指出候所、右ハ受取書付御用」と、受取の提出を命じているから、これらの村も強借の被害にあったのである。

文久三年二月の將軍上洛には、水戸藩主徳川慶篤も上洛した。この「上京調達金」として、文久三年一月に庄屋雨谷庄蔵が一〇両と組頭渡辺庄作が三両二分上納した。三月に庄屋雨谷庄蔵は、さらに一〇両上納している。

三 元治元年の内乱

元治元年(一八六四)三月二十七日の藤田小四郎ら激派による筑波拳兵以後、一月一日に武田耕雲齋率いる敗北した激派が西国に出発するまでは、水戸藩領と周辺は内乱であった。七月二三日に水戸で保守派が政権を奪還すると、領内各地の農民が保守派政権を支持して、農兵部隊を組織した。その最大の部隊が平須村の西、水戸藩領鯉淵村を中心とした鯉淵勢であった。平須村では穢多の小松崎勢のみが参加した。彼らが鯉淵勢に参加した理由は、本村とは谷を隔てた西の田向井に居住していた彼らを、八月二五日に激派の田中勢が襲撃し、鯉淵勢が救った^⑩ことが切っ掛けになった。頭の小松崎五兵衛は「同類相集、四五百人位之人数」で参戦し、「勇軍之評判」をえたと伝えられる。^⑪

城下町水戸の南、北から小吹村・平須村・前田村より東の村々は鯉淵勢に参加していない。その理由の一つは、水戸藩の方針として長岡宿を中心とする水戸街道の輸送力確保にあったことは疑いない。たとえば南隣の前田村では、内乱中に四五人が小鶴村と塩ヶ崎村に人足に出たので、麻上下御免になった。また四人が戦場になった中根村に詰めたので、各青銅五貫文を頂戴した。^⑫

元治の内乱では平須村の農民のほとんどは、保守派政権に協力して働いたと見られるのだが、その詳細は明らかにできない。一方、五人だけであるが、尊攘派に参加したものもいた。水戸藩は明治元年(一八六八)に元治の内乱に尊攘派に参加したものの詳しい報告を村むらに提出させた。二年七月に再び報告を求めた。このとき庄屋組頭三人が連名で南民政役所に提出したものを、左に紹介する。

平須村
小御出守
雨谷左一郎悴

寅之介
年廿八才

是は去子年中潮来御館へ罷出、府中宿にて林五郎三郎様前木六三郎様御兩人御手ニ付、所々見張等相勤、夫より御手を去り、所々潜居、去辰三月中上々様方御下ニ付、府中迄罷出、其節鮎沢伊太夫様御供にて、御城下迄御供仕候。岡部七十郎様御一手ニ付、白川迄罷□、四月中帰宅仕、其後二至り候てハ、宿元ニ指居候。御田地丹精仕居申候。

百姓三郎衛門弟
与衛門

年□□□

是は去辰七月中武田様へ御組入ニ相成、越後表へ罷出、十月中帰宅仕、其後二至り候ても打続御一手ニ組入□、当時東京へ罷出居申候。

関門詰

勘五郎

年廿六才

是は去子年中潮来御館へ罷出、府中宿にて林五郎三郎様前木六三郎様御手ニ付、処々見張被ニ仰付ニ居候処、御公辺御人数御繰込ニ相成候ニ付、一人ニ罷成候ニ付、同年八月中鯉淵村之者ニ被ニ召捕ニ、御評定御指出ニ相成、溜入ニ相成、其後赤沼入牢被ニ仰付ニ居候処、病氣ニ罷成、村預ニ相成居候処、当時小幡宿関門詰被ニ仰付ニ罷出居申候。

百姓七衛門弟

□□□

是「三行分 五、六拾字程欠」入牢被ニ仰付ニ候。□吟味□上寄

□人足役、寅八月より卯十月迄十五□□被ニ仰付ニ相勤、御免ニ罷成帰宅仕候処、□氣ニ罷成、去辰七月中死去仕候。

百姓

梅吉

年廿六才

是ハ右同断罷出居候処、同年八月中鯉淵村へ自訴仕、早速御指出ニ相成、御役所様溜入被ニ仰付ニ、其後細谷へ溜替ニ相成、丑年五月赤沼へ御下相成、卯三月御吟味之上、寄場方人足役十二月被ニ仰付ニ、辰二月御免ニ相成、当時宿元ニ御百姓丹精仕居申候。

百姓三郎衛門兄

清事
松之丞

年三□□□

是ハ右同断罷出居候処、戦争之節中湊□□月上旬迄指居候処、御公辺御人数御繰込ニ相成候趣、竹原宿へ罷出喰留候様被ニ仰付ニ候間、式百人程にて罷出候得共、喰留候様ニも不ニ相成ニ候故、夫より一人ノニ相成、往来も不ニ相成ニ、無ニ余儀ニ帰村仕、九月中自訴仕御吟味之上、手繩村預ケニ□□候処、去辰三月中御免ニ□□候。依て武田様御一手ニ組入、越後表へ罷出居候処、去辰九月中帰宅□□、其後二至り候ても右御一手にて東京へ罷登居申候。
右は去子年中小金井詰又ハ一橋様為ニ御守衛ニ京師罷登候者、并御預等委細ニ書上候様御達ニ相成候得共、前書之者より外、村方ニハ無ニ御座ニ候。依此段取調奉ニ書上ニ候。以上

元治の内乱に尊攘派に参加した者と京都に行っていた者の報告に、明治元年七月以降に武田金次郎の部隊に配属された与衛門を加えているのは、筋違いの感もあるが、尊攘派参加の者たちも明治二年七月までの記録となっているから、尊攘派政権への協力者として加えたのであろう。

ところで、梅吉の書出は「是ハ右同断」とあって、自訴以前のことと記されていない。しかも、それを記しているはずの七衛門弟の記事は、最初の三行ほど五、六〇字が破損のために欠けている。幸いにこの報告の直前に、梅吉と与衛門の分が記されていて、真中に抹消の黒線がある。与衛門の分は年齢が二二歳と明記されている以外、本文とほぼ同文である。一方、梅吉の分は「自訴」以前の事跡が記されている。重複の部分もあるが、左に全文を記す。

梅吉

年廿五才

□ハ子年七月廿一日宿元出發仕、□來御館へ罷出候処、右御館引払ニ付、府中宿へ罷越、林五郎三郎様へ手付、中湊へ罷越、御同人様指図ニて、竹原宿へ罷出、堅メ被_レ仰候ニ付、右宿へ罷出候処、小人数妨方不_ニ相成、夫よりちり_レ二相成、所々ニ潜居候処、九月廿七日御手入ニ相成、御役所様溜入ニ相成、夫より細谷溜へ相うつり、丑年五月赤沼へ御下ニ相成、卯年三月御免被_ニ仰付、寄場方人足役宅ヶ年被_ニ仰付、辰三月御免ニ相成、時節宿元ニ罷居申候。

先の引用と違ったところが目につくが、年齢が二五歳と一歳若いので、この報告は前年の明治元年の分であろう。

ところで、右の報告によると、平須村には著名な志士も、元治元年六月以降の尊攘派の大量動員による江戸への南上の参加者も

いなかった。そうしたなかで、右の五人はなぜ尊攘派に参加したのであるのか。寅之介と勘五郎は「子年中潮来館へ罷出」、梅吉は「子年七月廿一日宿元出發仕、□來御館へ罷出」とあるのみで、潮来館へ行った理由・動機は書かれていない。推測であるが、次のように考えられる。

水戸藩の郷校は安政改革の結果、文武館として農兵の教育の場となった。尊攘派の農村の拠点であった。それがさらに文久三年（一八六三）の將軍上洛により攘夷国是が決定され、尊攘運動が高揚した九月四日、「南郡宰矢野唯之允巡村トシテ湊村辺へ出張ノ所、百姓共二百人計於_ニ出先ニ歎願ノ主意ハ、何卒攘夷事引受、尽力スル様、成功無_レ之内ハ帰村不_ニ相成」ト切迫ノ様子ユへ、無_レ拋歎願ノ筋取受、百姓共ハ湊ノ郷校へ入タリ。其後神官百姓等大勢小川潮来ノ両館へモ屯集¹³⁾した。郷校は尊攘の志士が占拠する場に変質したのである。とくに右の三郷校は数百人の志士を擁し、三館と呼ばれるほどであった。

彼らのなかで家の持高がわかるのは、雨谷佐一郎倅寅之介である。雨谷佐一郎は明治二年に小山守であった。安政元年（一八五四）一月に十兩の御用金と万延元年（一八六〇）一月に玉造勢に一兩三分指し出した雨谷佐左衛門は小山守であった。そして幕末維新期に村役人以外で苗字を名乗っているのはこの二人だけなので、同じ家と認められる。献金して苗字を名乗る格式をえたのである。ただし、持高は元治元年に一三石余であった。持高では中層に位置するが、平須村は前にも述べたように持高が貧富の基準にならないほど商品貨幣経済の発展した村であった。この家は献金して苗字を名乗るほどに豊かであった。なおこの家は一八世紀以来、庄屋組頭を勤める家の一つであり、嘉永三年（一八五〇）には苗字は名乗っていないが庄屋であった¹⁴⁾。ほかの四人はわから

ないが、持高と家族全員の名前と年齢が書かれている明治二年一〇月の極窮人御救願に数えられた八軒には入っていないから、少なくとも経営の成り立っている農家の子弟だったのである。

年齢がわかる四人は寅之介二二歳、勘五郎二六歳、梅吉二六歳、そしてこの年四月の報告によれば松之丞は三四歳である。これは明治二年の年齢とみなせるから、五年前の元治元年はそれぞれ一七歳、二一歳、二一歳、二九歳であった。家の経営に責任を持たない若い彼らは、頻繁にはなかったかも知れないが、郷校に出入したのである。そして、保守派の市川弘美たちが水戸に帰着した七月二三日の直前の二〇日ころに、潮来館から呼び出しを受けた。彼らが出入した郷校は地理的には小川郷校が近いので、小川郷校であったはずである。しかし、小川郷校は藤田小四郎が筑波拳兵にあたって拠点とした所なので、軍事的に弱体化しており、軍事力として十分存在意義を有していた潮来館から呼び出されたのである。もちろん、その目的は水戸に帰って来る保守派と軍事的に対抗するためである。

彼らが附属した林五郎三郎とは諱は正徳、水戸藩の下士出身であったが、床机廻・弘道館舎長になった秀才であった。元治元年一月二十九日には、武田耕雲齋が尊攘派鎮撫のために設置した潮来鎮台の用掛になった。同年九月十九日の大貫村の戦に戦死した。三三歳であった。前木六三郎も水戸藩の下士出身で諱は正明、新徴組に入ったこともある志士であった。乱後、激派の一員として西上し、慶応元年（一八六五）二月四日に敦賀において死罪に処された。三七歳であった。彼らはこうした志士に率いられていた。彼らの移動を確認すると、七衛門弟と梅吉と松之丞は、七月二日に潮来館、次に府中、そして那珂湊、竹原の順になる。寅之介と勘五郎は潮来館、府中である。実際はどうだったのである

うか。内乱となった水戸藩の鎮撫のために藩主徳川慶篤の目代として派遣された支藩宍戸藩主松平頼徳が水戸に到着したのは、八月一〇日である。那珂湊を占領したのは同一六日であった。一日の戦闘に筑波勢は参戦して、ただちに小川へ引取ったが、この戦に潮来勢は加わっていないかった。

一六日以降の潮来勢の足跡を『水戸藩史料』で確認する。松平頼徳が那珂湊に入った後、林は潮来勢を率いて来援した。二〇日に頼徳が水戸城東の神勢館に移ると、鮎沢伊太夫と謀議して城南から水戸を攻撃するために、林は二日に小川に帰った。二三日の神勢館の戦に鮎沢は林の来援を待たが来ないので、夜急使を派遣した。林は二三日に小川を出発して水戸に向かったが、竹原に着くと、志筑の農兵と戦っていた筑波勢から応援の依頼がきた。救援に向かったので、書を受け取ったのは二五日であった。二六日に水戸に出発したが、奥谷・小鶴で鯉淵勢に阻まれた。二九日の頼徳の那珂湊への退却を聞いて那珂湊の南の磯浜へ行った。それから那珂湊の北の平磯に移り、頼徳らの尊攘派の大発勢と合流した。そのころまでに幕府諸藩の追討軍は順次到着し、尊攘派は守勢になった。九月一日に潮来勢は幕府軍に攻勢をかけた。涸沼川を渡って、島田村・大場村に攻め込んだが、幕府軍の反撃にあつて、一九日には林が戦死し、二二日までに那珂川以南は幕府軍の占領する所となった。

右の潮来勢の動きからみて、寅之介と勘五郎の報告には記されていないが、二人とも潮来勢の一員として、八月下旬に那珂湊に行つたと認められる。五人ともに、いつ・どこでといった詳細で正確な記述になっていない。その後は松之丞の報告が一番詳しい。それによれば、「□月上旬迄指居候処、御公辺御人数御繰込二相成候趣、竹原宿へ罷出喰留候様被二仰付一候間、式百人程二

て罷出候」とある。ここで「□月」は九月であろう。おそらく九月十六日に攻勢に出た潮来勢は、幕府軍の後方攪乱のために、水戸街道の竹原宿へ二〇〇人程を派遣したのである。この無謀な作戦のために、彼らはどこまで行けたかは別にして、たちまち散り散りになってしまったのである。

右に五人の戦争参加の様態を考えてみた。もう一言加えるならば、もし松之丞の「□月上旬」の記載が九月上旬でないならば、彼らの竹原の事件は、八月二五日前後に潮来勢が水戸に向かったときに起きたであろう。ただそのころは、潮来勢・筑波勢・田中勢が府中から小鶴辺にいたから、幕府軍が通行したとは考えにくい。

散り散りになった五人のなかで、寅之介だけが逃げのびた。松之丞は帰村して九月中に自訴し、吟味の上、村預になった（ただし、四月の報告によると、「其後何方へ参り候哉、行方一向不三相分居」候。去辰四月、帰村仕候」とある）。慶応年間の水戸藩領の農村には、かなりの数の村預の自訴人が認められる。内乱にどの程度の人数が尊攘派に参加したであろうか。八月一〇日に野曾村役人から「諸生方へ届」けた注進書には、「只今小幡辺悪党共凡四千人押寄候趣、小幡村市蔵注進候間、此段御届ケ申上候」と記されていた。¹⁸「悪党」とは頼徳たち大発勢である。このほかに数百人規模といわれる筑波勢や潮来勢、さらに田中勢などもあったから、六千人ほどいたとしても不思議でない。

これに対して、一〇月二三日に那珂湊で投降した鎮派の人数は一五四人であった。¹⁹一方、同日に那珂湊を出て同志を糾合した激派の人数は一千余であった。尊攘派の人数は三分の一近くに減少していた。なぜだろうか。一つには戦死したり、捕えられて死罪に処されたからである。しかし、その数は少ない。絶対多数は、

何らかの事情で消極的に参加した農民たちであった。彼らは戦争が始まると、機会をみて逃亡した。また平須村の若者たちのように戦闘の結果、とくに負け戦のときに、部隊から孤立してしまつて、本隊に戻ろうとせずにさ迷つた。その結果、彼らは自訴するか捕縛された。まれに寅之介のように、明治になるまで逃げおつたものもいたが、かくして多数の農民の自訴人・捕縛人がいたのである。

自訴人と捕縛人とは、当然後者の方が罪は重い。²⁰かくして勘五郎は溜入の後、赤沼獄に入牢となった。梅吉は二年の報告では自訴したとするが、その後は溜入・赤沼獄であるから、元年の「九月廿七日御手入二相成」が正しいのであろう。なぜ書き改めたかは不明である。そして七衛門弟は「入牢」以後しか記されていないが、捕縛・溜入・赤沼入牢であったに違いない。

赤沼入牢後の三人は違っている。梅吉は寄場人足に送られ、明治元年二月か三月に御免になった。七衛門弟も寄場送りになったが、慶応三年（一八六七）一〇月に御免になり帰宅した。しかし、「□氣二罷成、去辰七月中死去仕候」とある。その後、病気になる。明治元年七月に死亡したように読めるが、事実は重病になったので御免・帰宅になったのであろう。勘五郎の場合は明確に、「病氣二罷成、村預二相成居候」と記されている。七衛門弟と勘五郎が病気になるって御免、もしくは村預になったということは、それだけ捕縛人に対する待遇が苛酷であったことを示している。

四 明治元年の尊攘派の復権

慶応年間、幕藩体制は着実に解体に向かっていた。慶応二年（一八六七）一二月五日に、徳川慶喜が一五代将軍に就職しても、

この流れは変わらなかった。元治の内乱で朝廷から忌まれた水戸藩保守派政権は、慶喜の改革要請を拒否した。しかし、内部的にも疑心暗鬼の対立を続けた不安定な保守派政権が、頼れるところは幕府のみであった。慶応三年二月晦日、水戸藩は精鋭部隊を江戸に送ろうとした。そのために平須村に貸人一人を指出すように一二月二七日に指令してきた。「右は来ル晦、家人数江戸表へ為三御登相成候」とある。貸人とは知行地の軍役に使う農民（農戸という）では不足のときに、藩が蔵入地の農民を貸して、軍役をはたさせる制度である。水戸藩は文久三年（一八六三）の將軍上洛のときまでに農戸と貸人を事実上貸人に統一して、領内全農家を軍事動員できるようにした。その貸人を動員するのだから、また文言にも「人数」とあるから、戦闘部隊を江戸に送り込もうとしたのである。政局が急速に流動化するなか、江戸での水戸藩の存在観を高めるためであった。

しかし、政局は大政奉還・王政復古・鳥羽伏見の戦と進み、征東軍が派遣され、明治元年（一八六八）四月一日の江戸開城となり、旧幕府は新政府に降伏した。こうしたなか京都に留まっていた激派の精鋭部隊である本圀寺勢は、藩政改正の勅書をえて、一月二〇日に京都を出発した。本圀寺勢は二月一〇日に江戸に着いた。このとき保守派は水戸に逃れたので、ただちに江戸の藩政は尊攘派の下に回復した。三月一二日には水戸の藩政を回復すべく、水戸に部隊を送った。一方、水戸では鎮派が蜂起して藩政を回復し、保守派の五百人余は会津へと脱走した。一六日に江戸から部隊が到着したのは、その後であった。

藩主慶篤が藩政改正のために江戸を出発したのは、三月一七日である。このとき「潜居」していた寅之介は一行を府中で迎え、「鮎沢伊太夫様御供」として水戸に赴いた。なお鮎沢伊太夫は諱

を国維、桜田の指導者の一人高橋多一郎愛諸の弟で、水戸藩下士の鮎沢家を継いだ。弘道館舎長になった秀才である。安政の大獄では、豊後佐伯に流罪に処された。三年後に許されて帰国した。元治の内乱では激派とともに西上したが、信濃駒場宿で別れて上京した。

その後、寅之介は「岡部七十郎様御一手二付、白川迄罷〇、四月中帰宅」した。水戸藩は三月二〇日に脱走した保守派を追って、一千余の部隊を白河まで進めた。その部隊に加わったのである。この部隊は四月一日に水戸に帰った。なお寅之介が附属した岡部七十郎とは、家禄五〇〇石で大寄合頭まで進んだ忠蔵以忠の長男であり、那珂湊で投降した鎮派の中心人物榊原照煦の甥であった。

四月九日に武田金次郎蓋ら一三〇人余が朝命を奉じて京都を立ち、二八日に江戸に着いた。金次郎は激派の首領として族滅に処せられた武田耕雲斎の孫で、武田家の唯一の生存者であった。敦賀で降伏したが、少年だったので遠島に処された。江戸に着いた彼らは、閏四月二八日に大総督府より府城の守衛を命じられた。次いで五月二一日に「除奸反正の為め帰藩を許され」た。金次郎は江戸でも水戸でも保守派政権の下で働いた者を見境もなく殺害した。水戸藩党争の暗黒面を代表する人物になった。その後、水戸藩の参政に登用され、七月二八日の北越への追討軍においては先鋒隊長になった。与衛門と松之丞はこの部隊に加わった。しかし、武田は一〇月一日に保守派の脱走者たちが水戸に向かったのを知り、急遽、越後から水戸に帰った。それ故に与衛門が「十月中帰宅」、松之丞が「九月中帰宅」とあるのは、一〇月帰宅が正しく、また「帰宅」は「帰陣」の誤りであろう。なぜなら武田はその後、「尋いて軍務官より東京各所の警衛を命ぜられ二年己巳

以後兵部省より屢任務を命ぜらる」とあり、与衛門と松之丞は水戸に帰ってからも武田に従っていて、二年七月の時点で東京にいたからである。このほかに北越追討に加わったものに、郷足軽の甚五左衛門がいる。彼は「帰村後」（取調の達には「帰陣」とある）も「岩□山等出張中」だったので、妻子へ扶持米が下された。

その一方、保守派の協力者への調査は繰り返し実施された。明治二年四月一〇日に大山守の木村富蔵は、次のように取調の達を廻した。

其村々去子年中奸行有_レ之趣にて、手繩村預ケ被_二仰付置_一も
の共有_レ之候ハ、名前取調、明十一日我等宅へ無_二延引_一指
出候様可_レ被_レ成候。

処罰はそれ以前、おそらく元年中にもなされたことが知られる。それでも取調が続いたのは、新たな処罰者が浮上したからである。

七月二十七日に大山守の木村は、保守派政権の協力者で処罰された者の報告を求めた。このときの報告によると、平須村には三人の処罰者がいた。先小山守雨谷佐左衛門は、元年四月に慎に処された。先組頭佐吉と先五人組頭儀平は、二年五月に平村預に処された。このほかに先皮多頭五兵衛は、「是ハ去辰三月中脱走仕、今以行衛相分不_レ申候」と報告されている。八月五日の脱走者の取調でも、五兵衛は同様に報告された。

八月二十七日に郡方役人の寺門辰太郎と佐藤哲三郎は、佐左衛門・市十・佐吉・儀衛門を、「右之者へ申達候御用有_レ之候条、明廿八日明七ツ時、長岡村庄屋宅へ村役人同道可_レ被_二指出_一候」と呼び出した。市十以外はすでに処罰された者たちであるから、新たに市十が加わった取調の結果を伝えるためと思われる。

そこに留まらなかった。同日郡方役人の会沢栄蔵と佐久間貞介は、「相尋候御用有_レ之候条、明廿八日正五ツ時、刻限無_二延引

「継所□へ呼出置候様可_レ被_レ致」と、以下の三六人の村人を平須村の継所宅へ呼び出した。五〇軒余しかない平須村のほとんどの農民が対象である。

□二 勇作 五衛門 弥兵衛 佐兵衛 □衛門 彦衛門 次
兵衛 □□□ 武兵衛 善四郎 佐七 巳之吉 庄兵衛 藤
介 新蔵 平兵衛 嘉兵衛 半左衛門 惣三郎 惣衛門 久
蔵 久米治 喜兵衛 藤衛門 介衛門 伊左衛門 金兵衛
茂兵衛 兼吉 太一郎 久三郎 □十 政介 平介 作衛門

尋問の内容は明らかでないが、佐左衛門らの呼び出しと関連していることは疑いない。そして一〇月一四日に郡方役人の小田部仁介と佐久間貞介は、「右之者共へ相達候御用□義有_レ之候条、明十五日我等其村へ出役致候。御自分宅へ呼出置可_レ被_レ申候」と、以下の三一人の村人を庄屋宅へ呼び出した。

□二 祐作 庄衛門 弥平 佐平 彦衛門 次兵衛 太平
武平 善四郎 佐七 巳之吉 庄兵衛 藤介 庄蔵 平兵衛
嘉兵衛 半左衛門 惣三郎 惣衛門 久米治 喜平 藤兵衛
六衛門 伊左衛門 金兵衛 兼吉 太一郎 政介 平介 茂
兵衛

五人減っているうえ、多少人名が違っている。農民の名前を書くとき、襲名・当主名・当人名などと複雑であるから、ほぼ同一人が対象になっていると認められる。呼び出しの理由は八月のは「尋」であったが、今度は「達」に変わっている。その内容は明記されていないが、三節で述べた前田村の村民のように、内乱のときに彼らは人足として保守派のために働いたからと思われる。そのために御阿程度の処罰を受けたのであろう。保守派政権への協力者の探索は執拗に続けられたのである。

新政権になったといっても、水戸藩の財政は破綻状況にあった

ことに変わりなかった。むしろ、再び戦争である。かくして水戸藩は再び御用金を賦課した。平須村では明治元年六月に「冥加金并御酬金」として二七両上納した。内訳は、二両が先庄屋庄蔵と組頭渡辺庄作、一両三分が組頭雨谷五郎治と新衛門、一両二分が雨谷佐左衛門と五人組頭祐作、一両が佐吉と小山守茂平と五人組頭久蔵と彦衛門と惣三郎と儀平と三郎衛門と伊左衛門と庄衛門、三分が五人組頭円次と次平と金兵衛、二分が五人組頭善四郎と佐七と定之介と庄兵衛と七衛門と介衛門と平介と武平と七兵衛と藤介、一分が久米衛門であった。二両から一分、村内の出せる家からかき集めたのであろう、拠出者が二九人と過去最大なのが特徴である。

五 明治二年の農兵取立

尊攘派によって創設された御備人数の農兵制度とその教育機関であった郷校は、慶応年間、保守派政権の下で廃止された。しかし、明治になって尊攘派政権が復活すると、順次再開されていった。平須村の地域でも郡奉行所の指導の下、大山守が中心になって再構築の努力がなされた。明治二年（一八六九）六月早々に、破損のために人名と年齢がよく読めないが、小山守雨谷佐一郎家の者と新介弟と元組頭佐吉倅倉之介の三人が、「教場詰合ニ罷出候ても宜者書上候様御達相成」だったので、適格者として郡方役人の会沢栄三と佐久間貞介に報告された。「教場」郷校の再建とそこに通う農兵取立が計画されていたのである。

郷校は再建されていなかったが、学問吟味は再開された。六月二日に長岡村の大山守木村富蔵は、管下の村々に次の布達を出した。

其村々好字之者、来ル五日於_二当村御殿_一、御出役様素読并講釈等御聴聞被_レ為_レ在候ニ付、素読并講釈等仕度者へ、長少二不_レ拘勝手ニ罷_{□□□□}、訳て御達ニ相成候条、同日明六ツ時迄ニ弁当持参、我等宅へ御着到可_レ被_レ成候。

六月五日に郡方役人が出張してきて素読と講釈を聴聞するので、希望者を公募した。その場として長岡宿の藩主専用の休泊施設である「御殿」を使用するとは、その力の入れようを示している。具体的にどうなったかは不明である。

郷校の再建といい農兵取立といっても、元治と戊辰の内乱の直後であるから、そのうえ慶応から明治初年にかけては不作であったから、このような事業は順調に進まなかったに違いない。農兵取立においても先の募集では不十分だったので、庄屋たちは六月六日に大山守宅に呼び出され、次の農兵取立の布達を示された。

御達の写

一 郷中此度兵隊御組立相成候ニ付、庄屋与頭小御山守ハ勿論、

平民ニ至迄子弟之内ニて人撰之儀、

但し、十六七歳より四十歳迄、当人ニても家事ニ指支無_レ之候者可_レ撰。

月々三四度稽古ニ可_二相成_一歟。

一 常々練兵有_レ之、尤盛農時は稽古止。

□ 非常之節、他領迄も罷出、農事格別指支無_レ之者。

一 子弟之内親家格有_レ之候ハ、肩書ニ可_二相認_一事。

一 関門詰相勤居候者、何れも兵隊_{□組□}可_レ然哉。

要するに村役人層を中心にして小前百姓も含めて、一六歳から四〇歳の青壮年のうちから、出兵しても農事に支障のないものを選べと命じたのである。これに応じて平須村では「教場詰合ニ罷出候ても農事指支も無_レ之者」として、次の九人を役職と年齢を

副えて、郡方役人の会沢と佐久間に報告した。

与頭雨谷五郎治年三十三才 同渡辺庄作年四十六才 小御山
守庄平年四十八才 同雨谷佐一郎年五十三才 五人頭祐作年
四十二才 関門詰勘五郎年廿六才 百姓定之介年廿八才 同
秀之介年十九才 同倉之介年十七才

これらの名前などは、横並びに書かれている。ほかに与頭雨谷五郎治の上に「庄屋大野長四郎とし四十才」と書かれている。庄屋の大野長四郎は他村からの兼帯であったから、迷って参考までに書いたといえる。大野は登録されるとすれば、自村でなされるからである。

右に九人が書き上げられたが、組頭渡辺庄作と二人の小山守、そして五人組頭祐作は求められた青壮年の一六歳から四〇歳の年齢規定に違反する。ところで、先の申告では三人だったのが、この度は三倍の九人に増大した理由は、藩側が量的不足を問題にしたからに違いない。右の「御達」に、村役人は「勿論、平民ニ至迄」人選の対象にしたことは、この点を十分示唆している。おそらく郡方役人は村の規模などを勘案して、ある程度の人数を予定して示したと思われる。

人選にあたって第一に期待されたのは、庄屋組頭小山守の村役人層であった。しかし、平須村では四人の組頭小山守のうち、三人が年齢的に不適格であった。この対策と認めてよい、七月二日に尊攘運動参加者の取調の達を出したとき、同時に「何村 誰年」と書いて、次のように御備人数（農兵）の調査をした。

是ハ去ル何年中御備御人数組被_二仰付_一候。
一及_二老年_一ニ御奉公相勤兼候者ハ、子弟等之内、立代被_二仰付_一可_レ然人物相撰可_二申出_一候。

安政二年（一八五五）三年の農兵取立のとき、庄屋は在任中苗

字帯刀御免、組頭は在任中苗字御免、非常のとき帯刀御免のみであったが、農兵の採用基準の一大要素は資格であった。したがって、庄屋組頭の村役人の多くは農兵であった、とみなせる。この布達は、直接的には御備人数（農兵）の確認と、年取った御備人数に代人を命じたものであるが、事実上、右のように年齢制限を超えるものが多い村役人層の対策であった、といえる。

一方、一般農民の採用も続けられた。平須村では九月に、破損のために名前と年齢が読めないが、百姓一人が「心得宜敷」との理由で、御備人数に組入れられた。

郷校と農兵制の整備は着々と進んだ。九月二十七日に大山守木村富蔵は、郡方役人が出張してきて、文武稽古を一〇月三日に上石崎村寺院で始めると通達を出した。

指引村々先達で中相達候趣、文武稽古致_二修行_一候様御懸り様より御達二付、村々にて撰指出候もの共、此度上石崎村_一院にて、来月三日稽古御開ニ相成候条、其旨相心得、撰置候人数之ものへ相達、右日限ニは早朝より罷出、我等手元へ面附ヲ以指出候様、御達し_一被_レ成候。以上

巳九月廿七日 木村富蔵様

尚々、御人数御組入初、尚又相撰置候もの一同、無_二延引_一指出し可_レ被_レ成候。尤御当日ニは、御出役様御出張ニ相成候間、其_一相心得、御達申候。

この文武稽古は継続して実施される予定であった。しかし、人数が集まらず、延期になったのが実情であった。そのために大山守木村富蔵は、次のように出席を促す回達を一月八日に出している。

其村々上石崎稽_一詰合之人数、定日_一被_レ成候、追々延引ニも相成候様_一見、左様にてハ不_二相成_一、不参_一之村、詰

合候様御達可_レ被_レ成候。

尊攘派政權が復活しても、元治・戊辰と二つの内乱を経験した農民は、農民を軍事力に再編成しようとする計画に、かつてのようには動かなくなっていたのである。

六 簡単なまとめ

右に平須村の村民と尊王攘夷運動との関わりをみた。金銭面をみると、総額で一二九両三分もの金額が上納された。この村の安政四年（一八五七）から慶応二年（一八六六）の間の畑方年貢は二三石二二であった。一両一石二斗五升の換算率で金子に直すと、一八・五七六両すなわち一八両二分余である。村方にとっていかに大きな負担であったか理解される。

抛出したのは村役人層が中心であった。庄屋であった雨谷庄蔵は七四両と、全体の五七パーセントを出している。庄屋の立場以上に、持高で村内一位の一九石余で、醤油醸造を営んでいた豊かさが可能だったのである。組頭であった渡辺庄作は一両二分、同じく組頭であった雨谷佐吉は七両、そして小山守であった雨谷佐左衛門は一三両一分出している。この上位四人で一〇五両三分と、全体の八一・五パーセントを占めている。

もちろん上納したのは村役人層のみでなかった。安政二年一月は一四軒、安政六年二月は二一軒、万延元年二月は一〇軒、そして明治元年六月は二九軒にもなる。小口でもいいから、出せる家から出せるだけ徴収したのである。

さらに一言加えると、明治二年（一八六九）八月の九種の上納金を家ごとにまとめた報告は、「村方百姓共之内、安政元寅年より明治元辰十一月迄献金并御調達金指上ケ、今以御酬無_レ之者、

書上」げるように求められた報告である。「御酬」がなかった分の書上である。ところで、慶応三年に雨谷庄蔵と雨谷佐左衛門は苗字を名乗っている。ということは、彼らは農民との関係で安政以来苗字を名乗ったのみでなく、この時期は献金して苗字を許可されていたとみなせる。安政二年の一代苗字御免の献金額は、五〇両であった²²。より多額の上納金が藩に指し出されたのである。

このような度重なる献金・御用金の取立は、正常な村方の経済的發展の大きな阻害要件になったに違いない。それがまた、尊攘派から農民が離れていく、直接的な原因となった強借などと違って、基底的な動きになったのではないだろうか。

尊攘派に加わった五人に関しても、村方の尊攘派に対する消極的な態度が指摘できる。第一、「是は去子年中潮来御館へ罷出」というように、なぜ本人の意志であることをボカす表現をするのであろうか。明治二年七月といえば、尊攘派政權下にあった。それならば尊攘の志士としての履歴、少なくとも尊攘派との以前からの関わりを書いたほうが、藩政府への聞こえはよい。さらに内乱にいつ、どこで、どのような働きをしたかも不明確である。それどころか、同一人でも報告によって齟齬する点がいくつもみられた。こうした不正確な書き方をした理由は、村方では尊攘運動を評価しなくなっていること、また参加した若者を英雄視していなかったことを示している。

反尊攘派として処罰された村民に関しての扱いでも、同様なことがいえる。平須村では明治二年七月の時点で保守派の協力者三人が処罰されていたが、先組頭佐吉と先五人組頭儀平の文言は、「是ハ当五月中御吟味之上、平村預被_二仰付_一居申候」とあるだけである。先小山守雨谷佐左衛門も、「是ハ去辰四月中御呼出之上、慎被_二仰付_一居申候」とあるだけである。処罰理由は書かれてい

ない。もちろんこの報告を命じた布達は、「其村々子年已来所業有レ之」と書き出されている。脱走人の元皮多頭五兵衛も同様で、「是ハ去辰三月中脱走仕、今以行衛相分不レ申候」とのみあるだけである。穢多の部隊を率いて鯉淵勢に参加し、各地の戦闘で活躍した五兵衛に、そのような説明は一言半句もなされていない。

反尊攘派の保守派政権の下で働いた彼らに、もし批判的であったとしたならば、もう少しきちんと処罰理由、脱走の原因を書くのではないだろうか。それ故にこの点からみても、村方は尊攘派政権を評価していなかったこと、彼らに同情的であったことを示している。だからといって、平須村の農民たちが反尊攘派の保守派を支持していた、というのではない。彼らは金銭的にも物的人的にも、村方に被害・損害を負わせない、村方を安定的に発展させる政権を期待していたに違いない。

右のように平須村と尊攘運動との関係をまとめてみた。平須村には著名な志士はいなかった。反尊攘派の鯉淵勢に参加したのは穢多のみであった。したがって、もし著名な志士の下、多数の村民が尊攘派に参加した村や、逆に反尊攘派の農兵部隊の中心になった村を分析するならば、表面的現象的に、俗に水戸藩領農村では近代になっても尊攘・反尊攘の争いが続いた、といわれる現象がみられるかも知れない。しかし、慎重に分析するならば、基調は同じといえるだろう。³³⁾

注

- (1) 拙稿「近世平須村の年貢の変遷」『歴史文化研究(茨城)』第5号、歴史文化研究会(茨城)、二〇一八年。
 (2) 拙稿「平須村にみる安政期水戸藩の植林政策」『筑波学院大学紀要』第15集、筑波学院大学、二〇二〇年。

- (3) 本稿で使用する平須村の御用留の整理番号は以下のとおり。四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五八・六三・六四。なお、これらによるときは、以後とくに注記しない。引用にあたっては、変体仮名を平仮名に改めたり、明確な誤字は正しい文字に直すなどした。
 (4) 明治二年八月に安政元年から明治元年までの九種類の献金・調達金を家ごとにまとめて書き上げられている。その破損部分や上納の趣旨に関しては、その直前に書かれている四種の個別の報告、もしくは下書によって確認訂正した。また万延元年二月の強借の個別の金額は、後にみるように文久元年八月の郡奉行所への報告にも記されている。
 (5) 『水戸藩史料』上編乾、六九三〜六九四頁、吉川弘文館、一九七〇年。
 (6) 『水戸市史』中巻四、一〇三一〜一〇三二頁、水戸市役所、一九八二年。
 (7) 安政二年以降、庄屋組頭が苗字を名乗ったことは、御用留のほかに、安政二年〜慶応元年(「諸浮役銭書上綴」)(二四、カッコをつけたのは、付表題のため)などの史料によった。
 (8) 『水戸市史』中巻四、一五〜一六頁、水戸市役所、一九九〇年。
 (9) 元治元年「常陸国茨城郡平須村人別改帳」(二二)。
 (10) 茨城県立歴史館寄託、水戸市河和田平戸邦明家文書「元治元子年中御追討御賞留」(七)中の「賊徒追討御加勢軍中記」。
 (11) 史籍協会叢書『波山紀事』、二八頁、日本史籍協会、一九一八年。
 (12) 茨城県立歴史館寄託、茨城町前田菅谷明家文書「諸願書上帳」(三二四一)。ただし、明治元年七月に取消された。
 (13) 茨城県立図書館所蔵『否塞録』。
 (14) 一八世紀から庄屋組頭の村役人であったことは、指銭帳(一〇七〜一三四・二九四)と小割付帳(二三〇〜二九三)などの史料によった。嘉永三年は「乍恐書付ヲ以御訴奉申上候事」(六七七)によった。

- (15) 林に関しては、彰考館所蔵『水府系纂』巻五十六下、茨城県立歴史館写真版と『水戸藩史料』下編、五四五・八二三頁、吉川弘文館、一九七〇年。以下、『水戸藩史料』下編によるときは、必要と認めた以外は注記を省略する。
- (16) 前木に関しては、『水府系纂』巻二十五下と『水戸藩死事録』『水戸藩死事録・義烈伝纂稿』、二一六頁、同朋社出版、一九八三年。
- (17) その一例として私は小鶴村を紹介した。拙著『明治維新と水戸農村』、三二頁、同時代社、一九九五年。
- (18) 平戸邦明家文書「賊徒御追討諸控」(二一六)。
- (19) 『水戸市史』中巻(五)、三三三頁。
- (20) 慶応元年九月、水戸藩は獄舎に充塞する尊攘派囚人の処断の標準を定めた。そこでは捕縛人は「永牢」、自訴人は「牢舎」。但二百日より五ヶ年迄であった。『水戸藩史料』下編、一〇一四頁。
- (21) 慶応年間の保守派政権が内部的にも対立し、朝廷・幕府からも疎外された不安定な政権であったことは、拙稿「慶応二年水戸藩保守派政府の朝廷工作」『東京家政学院筑波短期大学紀要』第6集、一九九六年。
- (22) 貸人に関しては、拙稿「幕末期水戸藩農兵制の展開」拙著『水戸学の研究』所収、明石書店、二〇一六年。
- (23) 『水戸藩史料』(下編、一一二頁)によれば、慶応三年末に「江戸警衛と称し小山小四郎を陣将として一の先備を出府せしめ大に勢威を張れり」とある。
- (24) 『水府系纂』巻三十九。『水戸藩死事録』前掲書、二三七頁。なお駒場宿は『水戸藩史料』下編、九四五頁。
- (25) 『水府系纂』巻四十・卷四十七。
- (26) 『水戸藩史料』下編、一一四五頁。
- (27) 同右書、一一四八頁。
- (28) 『水戸市史』中巻(五)、第二十六章第五節中の「明治初年の凶作」。
- (29) 同右書中巻(四)、第二十章第六節中の「農兵の取立て」。
- (30) (一)と同じ。
- (31) 雨谷家は近年まで醤油醸造を営んでいたが、いつから始めたかは定かでない。しかし、幕末まで溯れることはたしかである。
- (32) 『水戸市史』中巻(四)、六三七頁。
- (33) 幕末維新期に水戸藩領農村では村方騒動が多い。それを安易に尊攘・反尊攘の対立に結びつける風潮に対して、私はたとえば拙稿「幕末期水戸近辺の不穏状況」(拙著『明治維新と水戸農村』所収)において、騒動が多かった原因は、経済的發展のためであることを指摘した。